

京丹波町議会議長 梅原 好範 様

京丹波町教育委員会
教育長 松本 和久

文書質問回答書

令和5年4月21日付け5京丹議第36号の文書質問書について、京丹波町議会文書質問取扱要綱第4条の規定により、下記のとおり回答します。

記

質問者名	山崎 裕二	担当課	学校教育課
質問事項	1 町すこやか子育て支援金について		
質問の内容			
<p>(3) 2014年（平成26年）6月定例会の一般質問において、町育英基金条例施行規則第9条の改正を提案し、その翌年度より、「申請人等は町の税・公共料金の未納があってはならない」との要件の削除があった。削除に至った当時の経過を改めてふりかえると、どのような点が回顧できるか。</p> <p>(4) 町の子育て支援などにあたって、養育者・監護者に、町税等の滞納がある場合、給付やサービスを受けることができないとする事業はほかにある（あった）か。</p>			
回答			
<p>(3) 京丹波町育英基金条例施行規則に定める申請人等の基準から、「申請人等は、本町の税及び公共料金の未納があってはならない。」を削除するに至った経緯等について回答します。</p> <p>平成26年当時、育英生の選考にあたる京丹波町育英資金評議員会において、本育英基金の趣旨と育英生選考にかかる基準、とりわけ保護者にあたる申請人等の納付の状況についての妥当性が議論された経緯があり、育英基金の設置目的が経済的理由により修学困難な者に対する施策であるとの趣旨をふまえ、「申請人等は、本町の税及び公共料金の未納があってはならない。」を削除することが妥当との意見</p>			

集約に至りました。この意見集約をふまえ、平成27年3月の京丹波町教育委員会定例会において、京丹波町育英基金条例施行規則を改正し、「申請人等は、本町の税及び公共料金の未納があってはならない。」を削除することとしたものです。

(4) 他にはありません。